

保護者 様

春日井市立八幡小学校
校長 堀 部 要 子**東海地震・台風時における児童の登下校について****1 児童が在宅中(登校前)に春日井市に「暴風警報」や****当地方に「東海地震注意情報」が発令された場合****(1)「暴風警報」が発令されている場合**

暴 風 警 報	授 業	給 食(食事)
A <u>午前7時までに</u> 警報解除	<u>通 常 授 業</u>	※給食の有無は前日の正午までに決定されます。 ●給食の中止連絡がない場合は、給食があります。 ●給食の中止連絡があった場合は、弁当持参になります。
B <u>午前7時以降</u> <u>午前11時までに</u> 警報解除	<u>5時間目から</u> 授業開始 ※午後 1 時30分登校	自宅で食事
C <u>午前11時を過ぎて</u> も警報が発令されている場合	<u>休 校(授業はありません)</u>	

○登校する際は、通学班による集団登校となります。

○上記Bの場合は、午後1時30分登校、午後1時45分授業開始となります。

集合時間は通学班ごとに異なりますのでご注意ください。欠席や遅刻の場合は、必ず学校までご連絡ください。

○台風の強さや進路から、午前11時までに暴風警報が解除される見込がない場合 は、午前7時の時点で休校が決定されます。その際は、緊急メールにて連絡いたします。○道路や建造物等の破損、冠水等で登校が危険と保護者が判断された場合は、登校させないでください。○下校は、通常の下校時刻になります。**(2)「東海地震注意情報」が発令されている場合****休校になります。**児童を登校させないでください。

※東海地震注意情報が解除されるまで、自宅待機です。

2 児童が在校中に春日井市に「暴風警報」や当地方に「東海地震注意情報」が発令された場合・震度5強以上の地震が発生した場合**(1)「暴風警報」が発令された場合****当日の授業をすべて中止**し、安全を確認して、速やかに、**集団下校**します。

ア 教師が集合場所まで引率しながら自宅まで帰宅します。

イ 学校待機児童は、校内の安全な場所で待機させます。できるだけ速やかにお迎えをお願いします。

※下校までの手順

- ①緊急下校の決定→②保護者への緊急メール(返信確認)→③職員打合せ→
- ④欠席者・下校先変更児童の確認・連絡→⑤下校指導(体育館集合)→
- ⑥通学班ごとに教師が引率して集団下校→⑦待機児童の安全確保・移動

(2)「東海地震注意情報」が発令された場合・震度5強以上の地震が発生した場合

当日の授業をすべて中止し、**保護者に引渡し**後、下校します。

ア 引渡カードに登録されている方に児童を引渡します。災害発生時は連絡通信網の遮断やJ
Rの運行中止など、大混乱が予想されます。児童は学校の安全な場所で待機させるますので、
慌てずに冷静に行動してお迎えをお願いします。

※下校までの手順

- ①緊急下校の決定→②保護者への緊急メール(返信確認)→③職員打合せ→
- ④欠席者の確認→⑤児童への状況説明・下校準備→⑥安全な場所で待機→
- ⑦保護者等(引渡カード登録者)への引渡

イ 震度5弱以下の地震の場合も、安全確認の状況によっては児童を学校に待機させることも
あります。

3 特別警報が発令された時

児童の登校前

◆ 児童が登校する以前に、春日井市に特別警報が発令された場合は、

- (1) 登校させないでください。
- (2) 特別警報解除後も災害及び気象・通学路の状況において危険と判断した時は、その状況を
学校に連絡し、登校をさせないでください。

児童の登校後

当日の授業をすべて中止し、**保護者に引渡し**後、下校します。

引渡カードに登録されている方に児童を引渡します。下校までの手順は**震度5強以上の地震が
発生した場合**に準じます。

4 大雨・洪水・雷などで危険な場合

- (1) **登校前に**当地方(愛知県西部または尾張東部地方)に「**大雨洪水警報**」が発令されている場
合でも、**安全であれば平常通り授業**を行います。
 - ・ 地域や通学路が安全な状況であれば、登校させてください。
 - ・ 通学路が冠水し、登校不能や危険な状態になった場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅で
待機させてください。
- (2) **登校後に**大雨・洪水・雷などで、**危険な状況の場合**は、危険がなくなるまで児童を学校に待
機させます。また、危険が予想される場合は、安全を確認して早め下校させることもあります。

5 その他

- (1) 緊急時は、緊急連絡メールでお知らせしますので未登録の方は登録をお願いします。また、
送受信ができない状況も考えられますので、ラジオ・テレビなどで、最新の情報を入手して
ください。
- (2) 災害時の避難場所や連絡先を家庭で話し合っておいてください。